

2020年3月9日首相令（概要）

第1条 伊全土における新型コロナウイルス抑制のための対策

1

新型コロナウイルスの拡散抑止のための2020年3月8日付首相令第1条の対策を国土全域に拡大する。

2

国土全域において、公共の場及び市民に解放された空間において、あらゆる形で人が密集することを禁じる。

3

2020年3月8日付首相令第1条のd)は以下の条文に置き換えられる。

d) 場所の公私を問わず、あらゆるスポーツイベント・試合の一時中止。競技場は観客を入れない形で利用可能であるが、オリンピックや国内外での試合の参加を考慮してアスリート、プロ、アマチュア選手、伊オリンピック委員会（CONI）及び各スポーツ連盟に認可された者の練習のみとする。観客を入れない競技場内において、国際的なスポーツ機関が企画するイベントや試合の開催は認められる。実施する全ての場合において、スポーツ協会及び団体は、医療担当者を介して、参加する選手、テクニカル・スタッフ、指導者、マネージャーの間で新型コロナウイルス感染のリスクを抑えるため、適切な検査を実施しなければならない。野外で行うスポーツ及びモータースポーツは、1メートルの対人関係を確保することを条件に、開催が許可される。

第2条 最終規定

1

本政令の規定は2020年3月10日より発効し、4月3日まで効力を有する。

2

本政令の第1条と両立しない2020年3月8日付首相令第2条及び第3条の規定は、本政令の発効をもって効力を失う。

2020年3月9日 ローマ

コンテ首相（署名）

スペランツァ保健相（署名）